

大刑企第1559号
平成28年9月9日

日本労働組合総連合会大分県連合会長 殿

大分県警察本部長



公開質問状に対する回答について（回答）

別府警察署における不適正事案は、違法行為によってビデオカメラが設置され、必要性及び相当性が認められない撮影が行われていたものであり、関係者の皆様に対し、心よりお詫び申し上げます。

平成28年8月30日付けの公開質問状について、下記のとおり回答します。

記

1 ビデオカメラ設置の経緯と目的について

県警本部において調査したビデオカメラ設置の経緯等については、次のとおりです。

- (1) 別府警察署では、第24回参議院議員通常選挙の違反取締りにおいて、公示日より前に、公職選挙法で選挙運動が禁止されている特定の人物が、これに反して選挙運動をしていると疑われる複数の情報を入手したことから、この特定の人物の違反行為に関する証拠を採取する目的で、平成28年6月18日の夜に、別府地区労働福祉会館敷地内にビデオカメラ2台を設置し、同会館関係者に発見される同月24日までの間、断続的に同敷地内を撮影していました。
- (2) ビデオカメラを設置して撮影する必要があると判断したのは、別府警察署刑事官です。同人は、入手した容疑情報から同会館東側に位置する駐車場において、公職選挙法で選挙運動が禁止されている特定の人物による選挙運動が行われる可能性があるかと判断し、同会館西側の雑草地にビデオカメラを取り付け同駐車場を撮影するとともに、ビデオカメラから駐車場まで距離があることから、違反行為をした者を識別するために、同会館出入口付近を撮影することにしました。

しかし、県警本部における調査結果では、特定の人物に対する容疑性は認められますが、他人の管理する土地に無断で立ち入り、ビデオカメラを設置するという行為は建造物侵入罪に該当する違法行為である上、同所を撮影するだけの必要性及び相当性も認められないことから、不適正な捜査と判断し、同年8月26日付けで、本件に関与した警察官4人を大分地方検察庁に任意送致するとともに、監督上の責任を含めて、警察署長以下6人に対し、懲戒処分等の措置を行いました。

なお、別府警察署では、同会館に出入りする全ての人物を撮影することはもちろん、同会館に入居する団体の活動を監視する目的はなく、また、ビデオカメラで撮影された人物等を特定する作業も一切行われていませんでした。

また、他の労働組合関連施設に対するビデオカメラ設置は、一切ありません。

2 ビデオカメラ設置に伴うプライバシーの侵害について

今回の事案に関する県警本部の調査では、他人の管理する土地に無断で立ち入り、ビデオカメラを設置するという行為は建造物侵入罪に該当する違法行為である上、同所を撮影するだけの必要性及び相当性も認められないことから、不適正な捜査と判断しました。

県警としても、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう等を撮影されない自由を有することは十分に承知しています。

これまでも、捜査に当たっては、人権の尊重に留意するように指導してきたところですが、今回の事案では、この点についての配慮が全くなされていなかったと言わざるを得ません。

このような事案が二度と発生しないよう、適正な職務執行を期すために必要な教育を行ってまいります。

3 再発防止策について

大分県警察では、これまでも適正捜査の推進及び業務管理の徹底について指導・教育を行ってきたところですが、今回の不適正事案を受けて、さらに、警察本部長により、組織的な捜査管理を徹底し、指導・教育を実施するなど、業務上の不適正事案の防止に向けて万全を期すよう指示するとともに、刑事部長及び刑事部幹部による巡回教育等を実施しました。

特に、捜査用カメラの使用については、任意捜査としての許容性の確認の徹底、捜査用カメラ設置箇所等の確認等及び捜査幹部による具体的な捜査指揮等を指示し、その徹底を図るとともに、いわゆる設置型のビデオカメラを捜査活動に使用する際は、必ず、当該事案を主管する本部所属と事前協議を行うことを義務づけたところです。

今後も、あらゆる機会を通じて、捜査幹部を含む全捜査員に対して、適正捜査に関する指導・教育を継続的に実施し、同種事案の再発防止に努めてまいります。

以 上